

出席停止の基準

	対象疾患	潜伏期間	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ		治癒するまで
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	1～2日	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで 発症した日・解熱した日を0日とする
	百日咳	7～10日	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	8～12日	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	16～18日	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(三日ばしか)	16～18日	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	14～16日	全ての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	2～14日	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	2年以内、特に6ヶ月以内に多い	感染のおそれなくなるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	4日以内	感染のおそれなくなるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	10時間～6日	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	流行性角結膜炎(はやり目)	2～14日	
	急性出血性結膜炎(アポロ病)	1～3日	
	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス その他の感染症		

第一種の感染症：感染症法の一類感染症と結核を除く二類感染症を規定している。

第二種の感染症：空気感染または飛沫感染するもので、児童生徒等のり患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症を規定している。

第三種の感染症：学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症を規定している。

＜平成27年 1月21日から施行＞